

地価税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 道路運送法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(第3条関係)
- 2 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(第5条関係)
- 3 この省令は、令和6年4月1日から施行することとする。(附則関係)